

「小樽市立桂岡小学校いじめ防止基本方針」

令和元年 6月作成

令和5年 8月改訂

はじめに

いじめの問題は、児童が夢と誇りを持ち、生き生きと学校生活を送ることを妨げる重大な人権上の問題です。平成25年に「いじめ防止対策推進法」が成立しましたが、その後も全国的にいじめにより尊い命が失われる事案や、一部の教職員がいじめの問題を抱え込むなどのいじめ問題が後を絶ちません。国は平成29年3月に「いじめ防止等のための基本的な方針」を改訂しました。

小樽市でも、この改訂を受け、児童生徒の尊厳を守るために、家庭や市民とともに、いじめの問題に真剣に取り組み、人権に対する理解を深め、地域社会全体で、いじめのような人権侵害から児童を守る基本方針を策定しました。

本校では、北海道教育委員会の「いじめ防止基本方針」を踏まえ、令和5年8月に「小樽市立桂岡小学校いじめ防止基本方針」の改訂を行いました。

I いじめの理解

1 「いじめの定義」【条例第2条】

法第2条及び条例第2条では、いじめの定義として、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

《留意点》

- いじめを受けた児童の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、該当児童が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 児童の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童が被害児童としてだけでなく、加害児童としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。

なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「い

じめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

ただし、これらの場合であってもいじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第23条に基づいて設置する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応する。

- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- 児童が多様性を認め、互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童」、「東日本大震災により被災し児童又は原子力発電所事故により避難している児童（以下「被災児童」という。）」等学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

2 いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらのいじめの中には、犯罪行為（強制わいせつ、自殺関与、傷害、暴行、窃盗、脅迫、強要、恐喝、児童ポルノ提供等）として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

これらについては、教育的な配慮や被害児童生徒の意向を十分に配慮した上で、早期に警察に相談・通報して対応する必要があります。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要があります。

3 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、被害児童と加害児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

《留意点》

○ いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

学校は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

○ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断する。

II 小樽市立桂岡小学校いじめ防止基本方針について

1 意義

「小樽市立桂岡小学校いじめ防止基本方針」を定める、意義として大きく次の3点がある。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童及びその保護者に対し、児童が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑圧につながる。
- 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

2 桂岡小学校の基本理念

(1) 学校の責務

いじめを見逃さず、豊かな人間関係を築く教育を行います

- 児童が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められることから、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進める。
- 児童が主体となって、いじめのない社会を形成するという意識をはぐくむため、児童の発達段階に応じたいじめを防止する取組が実践できるよう道徳教育や人権教育を充実させながら、指導、支援する。
- いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解消できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- 情報モラル教育の取組を強化し、インターネット等の正しい利用方法等を学習させるとともに、「インターネット利用等に関する小樽市のルール「おたるスマート7」等を通じて、生活習慣の改善とネット上のいじめの防止等に取り組む。
- 相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別面談を実施するなど、児童一人一人の状況の把握を組織的に行う。
- いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、児童のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努める。
- いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。いじめたとされる児童に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。
- 保護者、地域住民、その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、児童の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進める。
- 教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告し、学校の組織的な対応に繋げる。「学校いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害児童を徹底して守り通す。
- 教職員は、児童に直接指導する立場にあることから、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動により、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりしない。
- 教職員は、新型コロナウイルス感染症などの感染者、濃厚接触者とその家族、感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持に当たる方とその家族等に対する偏見や差別につながる行為は断じて許されることではないことから、感染症に関する適切な知識を基に発達の段階に応じて指導する。

(2) 教職員の責務

- 児童生徒理解を深め、信頼関係を築き、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることのないよう努める。
- いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「いじめ防止委員会」に報告し学校の組織的な対応に繋げる。
- 「学校いじめ対策組織」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上組織的な対応方針の下、被害児童生徒を徹底して守り通す。
- 児童生徒に直接指導する立場にあることから、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意する。
- 生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる力を身に付ける。

III 桂岡小学校の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定【いじめ防止対策推進法第13条】

ア 意義

- ・ 教職員がいじめを抱え込まず、組織として一貫した対応となる。
- ・ 学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、加害行為の抑止につながる。
- ・ 加害者への成長支援の観点を位置付けることにより、加害者への支援につながる。

イ 具体的な取組

- ・ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに向けたいじめの防止等の取組を体系的・計画的に行うための包括的な取組の方針を作成する。
- ・ いじめの防止等に向けた具体的な指導内容をプログラム化する。
- ・ いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明示する。
- ・ アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアルを作成する。（「早期発見・事案対処マニュアル」の策定等）
- ・ 学校いじめ防止基本方針におけるアンケート調査、個人面談の実施や、結果の検証及び組織的な対処方法を設定する。
- ・ 「チェックリストを作成・共有して全職員で実施する」など取組む。
- ・ 「学校いじめ対策組織」の取組の行動計画となるような年間を通じた具体的な活動、事案対処に関する教職員の資質能力の向上に向けた校内研修の実施計画を作成する
- ・ 加害児童生徒に対する成長支援の観点を踏まえた加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を明確にする。
- ・ 「いじめ防止委員会」を中心としたPDCAサイクルによる点検、見直しを行う。
- ・ 学校いじめ防止基本方針の取組に係る目標を設定し、学校評価において評価し、

改善を図る。

- ・ 学校いじめ防止基本方針の策定又は見直す際には、いじめの防止等に関する考え方を共有しながら、学校の取組を円滑に進めるため、学校運営協議会や保護者、地域住民、関係機関等の参画を得て進める。また、アンケート等で児童の意見も取り入れ、分かりやすいものにする。
- ・ 学校ホームページへの掲載など、学校いじめ防止基本方針の内容を児童、保護者、関係機関等に説明する。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

ア 意義

- ・ 特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。
- ・ 心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家が参加することにより、より実効のないいじめ問題の解決に資することが期待できる。

イ 具体的な取組

- ・ 学校はいじめ問題に対応するため、学校が組織的に対応するため、「いじめ防止委員会」を組織する。
- ・ 構成員は、校長、教頭、生徒指導担当、養護教諭、学級担任、スクールカウンセラー等とする。また、可能な限り、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部の専門家等の参加を得る。
- ・ 個々のいじめ防止・早期発見・事案対処にあたって、担任等関係の深い教職員を追加する。
- ・ 未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるように柔軟な組織とする。
- ・ 取組の実施や具体的な年間計画の作成・実施・検証・修正にあたっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参画を得て進める。
- ・ 以下のことを踏まえ、「いじめ防止委員会」の体制を整備する。
 - (ア) 気づきを共有して早期対応につなげるため、管理職がリーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の情勢に取り組む。
 - (イ) 教職員がいじめに係る問題を抱え込み、「いじめ防止委員会」に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であることを、教職員に周知徹底する。
 - (ウ) 的確に情報を共有し、情報をもとに組織的に対応できる体制
 - (エ) いじめが疑われるささいな兆候や懸念、児童からの訴えなどを、教職員が抱え込むことなく、また対応不要であると個人で判断せずに、直ちに報告・相談できる体制
 - (オ) 集められた情報を、複数の教職員が共有できる体制
 - (カ) 迅速に対応できるような機動的に運用できる体制

ウ 「いじめ防止委員会」の役割

- ・ 基本方針に基づく実施や年間計画の作成の際に中核となる役割
- ・ 未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・ いじめや問題行動に関する情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめを察知した場合に情報の迅速な共有、関係児童へのアンケート、聴き取

り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

- ・ いじめ解消までの対処プラン策定し、確実に実行する役割
- ・ 被害児童支援、加害児童指導体制・対応方針の決定と、保護者との連携を組織的に行う役割
- ・ 年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実行・修正や校内研修を行う役割
- ・ PDCA サイクルと通して「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行う役割
- ・ 学校いじめ防止基本方針の内容が、児童、保護者、地域住民から認識される取組を行う役割
- ・ 「学校いじめ防止委員会」の役割が、児童、保護者、地域住民からも容易に認識される取組を行う役割

（３）学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校は、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」の３つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じる。

ア 未然防止

- ・ いじめの芽はどの児童にも生じ得ることを踏まえ、すべての児童を対象に児童が主体的にいじめの問題について考え、議論するなどの活動に取り組む。
- ・ 児童に対して、傍観者にならず報告やいじめを止めさせる行動の重要性を理解させるように努める。
 - （ア）児童が適切な人間関係を築き、集団の一員として自覚と責任を持って行動できる集団作り。
 - （イ）学校全体における「いじめは絶対に許されない」という雰囲気醸成
 - （ウ）いじめに関する授業の学期ごとの実施など、道徳教育や人権教育の充実
読書活動・体験活動などの推進、情報モラル教室の実施等、いじめをさせない態度・能力の育成
 - （エ）誰かに相談することを促す指導の促進と、教員と児童との信頼関係の構築
 - （オ）学期ごとの校内研修等を通じた教員の資質能力の向上
 - （カ）児童・保護者を対象とした防止のための啓発活動や家庭訪問、学校便りなどを通じた家庭との連携・協力
 - （キ）配慮を必要とする児童の情報把握と、学級編成や学校生活の節目の適切な指導
 - （ク）特に配慮が必要な児童の日常的な適切な支援と保護者との連携、他児童への指導

イ 早期発見

- ・ 学校は、いじめは大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽、看過、軽視することなく、いじめを積極的に認知する。
 - （ア）いじめ防止キャンペーン、アンケート調査、「ほっと」の活用、教育相談の実施等により、早期の把握と相談しやすい体制の整備
 - （イ）スクールカウンセラーによる個別面接の実施
 - （ウ）保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知
 - （オ）行動記録や会議等による情報の共有と教育委員会への報告

(カ) ネットパトロールなどによるインターネット上のいじめの状況把握及び関係機関との連携強化

ウ 早期対応

- ・ 学校はいじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、迅速に組織的に対応し、いじめを受けた児童を守り通すとともに、いじめを行った児童に対しては教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
 - (ア) いじめ防止マニュアルに情報共有の手段や共有すべき内容を明記する。
 - (イ) いじめ被害児童や通報した児童を守り通し、安心できる環境を確保する。
 - (ウ) いじめ加害児童に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
 - (エ) 見ていた児童に対して、自分の問題としてとらえ、早期に学校、家庭、関係機関等に知らせることを促す。
 - (オ) いじめ被害児童や通報した児童の保護者への支援・助言をするとともに、いじめ加害児童の保護者への協力要請及び助言をする。
 - (カ) 保護者会を開催するなどして保護者と情報を共有するとともに、関係機関や専門家等との相談・連携を図る。
 - (キ) いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童の生命身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報し、いじめられた者の意向に配慮した上で、相談・連携して対応していく。
 - (ク) いじめ被害児童に対しては、事情や心情を聴取し、児童に合わせた継続的なケアを行う。
 - (ケ) いじめ加害児童に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。
 - (コ) これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

(4) 特に配慮の必要な児童

以下の児童が在籍している場合は、特に学校・学級として日常的に配慮し、保護者と連携しながら、児童の様子に細心の注意を払う。

- 性的マイノリティを持つ児童
- 多様な背景を持つ児童
(発達障がい、精神疾患、健康問題のある児童や経済的困難、児童の家庭での過重な負担、外国人児童等、支援を要する家庭状況などにある児童)
- 東日本大震災により被災した児童、原子力発電事故により避難している児童

IV 重大事態への対処（教育委員会をはじめ関係機関との連携）

- ◎ 重大事態が発生した場合は、本基本方針に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生防止に努める。

重大事案とは（法第28条）

（1）いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じたと疑いがあると認めるとき。

※具体的には、①児童が自殺を企図した場合、②身体に重大な障害を負った場合、③金品等に重大な被害を被った場合、④精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

（2）いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※相当の期間は、国の不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としているが、日数だけでなく個々のケースを十分把握する必要がある。

- ・ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。
- ・ 学校は、重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分把握した上で判断し、報告、調査等に当たる。
- ・ 被害児童・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、被害児童・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進める。